（仮称）春日井市総合福祉計画　中間案

1　計画策定の背景と趣旨

少子高齢化や核家族化、地域のつながりの希薄化などを背景に、社会的孤立をはじめとする複雑で複合的な地域生活課題が顕在化しています。世帯全体が複合的な困難を抱えるケースが増加する中で、こうした課題に対応するため、これまで培ってきた分野ごとの個別・専門的な支援を確実に推進するとともに、制度の狭間にある課題に対しては、分野の垣根を越えた包括的支援を一体的に推進するため、「地域共生プラン2025」「高齢者総合福祉計画」「障がい者総合福祉計画」を統合し、全市民を対象とした総合的な福祉計画を策定することで、地域共生社会の実現を目指します。

2　計画の位置づけ

本計画は、次の各計画を包含し、一体的に策定するものです。

高齢者総合福祉計画
- 老人福祉計画
- 介護保険事業計画
- 医療介護総合的確保推進法に定める市町村計画

＋

地域共生プラン2025
- 市町村地域福祉計画
- 地域福祉活動計画
- 成年後見制度利用促進計画
- 地方再犯防止推進計画

＋

障がい者総合福祉計画
- 市町村障害者計画
- 市町村障害福祉計画
- 市町村障害児福祉計画

＋

認知症施策推進基本計画

3　計画の期間　2027(令和9)年度～2032(令和14)年度　※2030(令和12)年度に中間改定を行います。

4　計画の理念・基本目標

理念

すべての人の尊厳が尊重され、つながり、支え合う、その人らしく輝くまち

基本目標

地域と人がつながり、支え合う仕組みを創る
意思決定を尊重し、社会参加を支える体制を築く
住み慣れた地域で、その人らしく安心して生活できる環境を整える

5　重点的に推進する課題　～横断的に取り組む課題～

本計画では、福祉施策等推進協議会等において、分野横断的な視点で議論した中で、特に重要だと位置付け、横断的に取り組むべき課題を重点課題として位置付けました。既存の施策だけでは対応が難しく、多様な知見と多角的なアプローチを取り入れ、試行や検証を重ねながら取り組む必要がある課題や、関連施策を推進することで解決に向けて取り組む課題を５つ設定しています。

重点課題

1　人材確保と育成
2　総合的な権利擁護支援の推進
3　多様な障がい特性に対応した支援体制の構築
4　日常生活における移動手段の確保
5　質の高いサービスの確保と効率化の推進

6　施策の展開

施策１　生命と健康を支える基盤を強化する

誰もが身近な地域で安心して暮らし続けるようにするためには、地域における医療や福祉サービス基盤を確保するとともに、防災や見守りなど、地域の支え合いが重要です。地域包括ケアの仕組みをすべての世代に普遍化するとともに、地域の支え合いネットワークを強化します。

具体的な取組み

① 包括的な支援体制の確保・充実
　→支援者支援、ケアプランセンター機能の拡充 等
② 地域で支える保健・医療・介護連携と支援体制の充実
　→保健・医療・介護連携強化、在宅情報提供の円滑化 等
③ 地域の支え合いネットワークの推進
　→地域見守りネットワークの推進 等
④ 地域の防災力の強化
　→共助の防災活動支援、災害時要援護者の避難支援 等

進行管理の視点（抜粋）

- 相談支援機関や介護従事者などの支援者が、継続的な支援を行える体制が確保されているか。など

施策２　生活の質の向上を図る

年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての市民がその人らしく生活できる環境を整えることが必要です。ソフト、ハードの両面から生活の質の向上を図ります。

具体的な取組み

① 保育・教育の充実
　→家庭支援の充実、療育支援事業所との連携強化 等
② 「18 歳の壁」の解消
　→将来を見据えたライフデザインの支援 等
③ ユニバーサルデザインの推進
　→ユニバーサルデザインの推進、投票などの環境整備 等
④ デジタル技術の活用促進
　→利用者の視点に立ったデジタル環境の構築と定着化 等

進行管理の視点（抜粋）

- こども家庭センターと療育支援事業所等の関係機関の連携による、適切な療育支援体制が構築されているか。など

施策３　意思決定と尊厳を支える権利擁護支援を推進する

認知症高齢者や知的障がいのある人など判断能力が不十分な人が増加する中、本人の意思決定を最大限尊重し、一人ひとりの尊厳と権利を守り続けることが必要です。成年後見制度の活用や意思決定支援の充実を通じて権利擁護支援を推進します。

具体的な取組み

① 本人参加の取組みの推進
→本人同士の意見交換の機会、思いを発信する場の創出
② 差別の解消・虐待防止に向けた取組みの推進
→福祉共育の推進、周知・啓発活動の推進 等
③ 総合的な権利擁護支援とサポート体制の整備
→新たな成年後見制度に対応した支援体制の構築 等

進行管理の視点（抜粋）

・認知症に関する正しい知識や「新しい認知症観」への理解が広がっているか。など

施策４　包摂的な居場所を創出する

単身世帯の増加や地域コミュニティの希薄化が顕著となり、社会的孤立の深刻化が懸念されます。年齢・障がいの有無を問わず、誰もが安心して集い、いきがいと役割がある包摂的な居場所づくりを推進します。

具体的な取組み

① 伴走支援の担い手づくりや発掘
→学生ボランティア等の活用、多様な関係機関との連携 等
② つながりづくりプラットフォームの展開
→多様な主体が参画するプラットフォームの構築 等
③ 新たな場の創出
→社会参加ができる場や機会、役割の創出 等
④ だれもが参加できる生涯学習の機会提供
→多様なニーズに対応した学習プログラムの提供 等

進行管理の視点（抜粋）

・社会参加が難しい人に伴走する地域の支援者の育成が進められているか。など

施策５　参加支援･地域づくりを推進する

福祉サービスの担い手不足が懸念される中で、住民が主体となった地域での支え合いの重要性が高まっています。多様な主体が協働する地域づくりを推進するとともに、ボランティア・地域活動への参加機会の拡大を図ります。

具体的な取組み

① 住民主体活動の拡大の促進
→住民主体活動の情報発信、好事例の他地区への展開 等
② 多様な主体の参画促進
→担い手になる可能性のある人材へのアプローチ 等
③ 支援機関の地域づくりへの参画促進
→支援機関と地域福祉コーディネーターとの連携強化 等
④ 民民協働の推進
→地域福祉推進パートナーシップ事業者登録制度活用 等
⑤ ボランティア活動の活性化
→若年層のボランティア活動の機会の充実 等
⑥ 地区社協の活動の支援
→サロン活動の拡充、地域見守りの拡充 等

進行管理の視点（抜粋）

・地域で行われている活動を他地区へ水平展開できるしくみが構築されているか。など

施策６　生活基盤を確保する

住まい・所得・食事は、日常生活に不可欠です。各種給付制度の適切な運用とともに、住まいの確保やニーズに応じた就労の支援を進めます。

具体的な取組み

① 住まいの確保
→居住支援協議会と連携した住まい確保の支援 等
② 移動・交通の確保
→利用者に寄り添う交通環境の整備 等
③ 多様な就労機会の確保
→多様な就労準備の支援、中間的就労の場の提供 等
④ 防犯力の強化
→防犯情報の周知・啓発
⑤ 再犯防止に向けた支援
→生活基盤の安定に向けた就労や日常生活の支援 等

進行管理の視点（抜粋）

・関係機関が連携した、途切れのない居住支援の体制が構築されているか。など

施策７　包括的支援体制を整備する

８０５０問題やダブルケアなど、複雑で複合的な生活課題を抱える世帯については、高齢・障がい・こども・生活困窮等の分野を超えた多機関連携による支援が必要です。相談支援と参加支援、地域づくりを一体的に実施する包括的な支援体制を構築します。

具体的な取組み

①支援会議・重層的支援会議の有効活用
→支援会議・重層的支援会議における情報共有の推進 等
②多分野の相談支援機関の連携強化
→地域支援研究会での人材育成と支援体制整備の検討 等
③支援機関と地域福祉コーディネーターとの連携・協働
→潜在的生活課題を抱える人へのアウトリーチ支援 等

進行管理の視点（抜粋）

・支援会議・重層的支援会議が有効活用されているか。など

介護保険　給付費等の推計と介護保険料の算定手順
介護サービス等の利用者数の推計

障がい福祉　障がい福祉サービス等の活動指標及び見込み量
地域生活支援の推進
相談支援体制の充実・強化

7　計画の推進体制

本計画の進行管理や取組みの評価及び課題共有については、福祉施策等推進協議会を通じて実施します。

プロジェクトの推進

関連施策の推進に加え、既存施策や単一の担当課では対応が難しい課題については、福祉政策課が中心となってプロジェクトを立ち上げます。プロジェクトでは、関係部署に加え、地域住民、関係団体などの官民協働、住民・当事者参加によるチームづくりを通して、試行錯誤を重ねながら取り組みます。課題や目指す姿を共有した上で、試行的なプロジェクト活動を実施し、その効果や有効性を検証し、一定の効果が得られた取組みについては、継続的な実施に向け、既存施策への反映や新たな事業化につなげます。

問い合わせ先

〒486-8686
春日井市鳥居松町５丁目44番地
春日井市　健康福祉部
福祉政策課　企画担当
電話　0568-85-6184
FAX　0568-84-8731

計画案のダウンロード等はこちらから